

にかほ市消防本部障がい者活躍推進計画

機関名	にかほ市消防本部
任命権者	にかほ市消防長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
障がい者雇用に関する課題	にかほ市消防本部においては定員数 71 人の機関であるが、職員のほとんどが障害者の雇用の促進等に関する法律第 38 条に規定する除外職員である消防吏員で構成されており、障がい者の募集・採用は行っていない。 中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）となる職員が在籍することも想定されるが、これまで大きな問題は生じておらず、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
(1) 採用に関する目標	消防吏員については、今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難であるが、障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
(2) 定着に関する目標	中途障がい者となる職員が生じた場合、不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として、市長部局の推進者である総務課長に委任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、中途障がい者となる職員が生じた場合は、消防本部総務課に障がい者である職員の相談窓口を設置し、文書による通知等を行い全職員に周知を図る。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、すみやかに選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者について、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○中途障がい者となる職員が生じた場合において、身体障がい等により業務遂行が困難である場合などの相談があった場合は、関係部局と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際などに必要な配慮等の有無を把握するとともに、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○消防吏員は障害者の雇用の促進等に関する法律第 38 条に規定する除外職員であり、障がい者に限定した募集・採用は困難である。
(3) 働き方	○障がい特性に応じ、勤務時間の変更に柔軟に対応する。 ○時間単位の年次有給休暇や療養休暇などの休暇利用について十分な周知を図り、利用を促進する。

(4)その他の 人事管理	○定期的な面談の設定および必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障がい者となる職員について、円滑な職場選定、職場環境の整備等や通院への配慮等の取組を行う。
その他	
	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。